

岐阜市財行号外
令和6年12月2日

自治会連合会長 各位

財政部長

公の施設の使用料改定について

平素は、本市政に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
公の施設の使用料は、施設を利用する方からサービスの対価としていただく市の歳入であり、施設の管理運営費に充てられています。
今般、昨今の物価高騰に伴う施設の管理運営費の上昇等を踏まえ、**令和7年4月1日**に一部の公の施設の使用料を改定するため、令和6年第5回（11月）岐阜市議会定例会に「公の施設の使用料改定に伴う関係条例の整備に関する条例」を提案いたしました。
詳細な改定額等については、**議決後**に広報ぎふ等により周知させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

財政部 行財政改革課
担当：鎌田、篠田、服部
電話：(058) 214-2069